

「空き家に付随した農地」が 取得しやすくなりました！

福島市農業委員会では、新規就農・移住就農の促進及び遊休農地の発生防止・解消を目的に、「福島市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱」を令和2年3月1日より施行し、一定の条件を満たす場合に限り、「空き家に付随した農地」の取得については「下限面積要件」を「0.01アール(1㎡)」にしました。

○対象となる農地

「福島市空き家バンク」に登録された空き家の所有者等が権利を有する市内にある農地で、農業委員会が総会の決定を経て1筆ごとに指定する農地

適用条件 ※次の事項を全て満たすことが必要

- ① 適用する時点で遊休化しているまたは遊休化するおそれがある農地であること
- ② 周辺農地の農業上の利用の確保に影響を与えないこと
- ③ 空き家および「空き家に付随した農地」の所有者は同一であること
- ④ 農地法第3条許可の要件を満たしていること
- ⑤ 空き家と共に農地を取得すること
- ⑥ 農地の譲受人は自然人であること（1回限り）

○手続きの流れ

①空き家バンクに登録申請

②「空き家に付随した農地指定申請書」を農業委員会に提出

③総会で議決し、結果を農地所有者に通知

④公告し、空き家バンクに農地情報を登録

⑤商談・空き家と農地の売買契約の締結

⑥「農地法第3条許可申請書」を農業委員会に提出

⑦総会で議決し、結果を農地所有者に通知

⑧売買の場合、所有権移転登記（法務局）

(参考) 農地法第3条の主な許可要件

- ①耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。(福島市では、40アールですが、「空き家に付随した農地」として指定を受けることで、0.01アールに引き下げられます。)
- ②耕作する権利のある農地の全てを効率的に耕作すること。
- ③申請者または世帯員などが農作業に従事すること。(原則150日以上)
- ④申請農地の周辺の農地利用に影響を及ぼさないこと。

《お問合せ先》

○空き家に付随した農地について
福島市農業委員会事務局
TEL：024-525-3779

○空き家バンクについて
福島市都市政策部開発建築指導課
TEL：024-573-2751